

国際刑事裁判における司法取引¹⁾ (1)

On Bargaining in the International Criminal Justice (1)

鈴木 一 義*

目 次

はじめに

- 1 司法取引の展開
- 2 国際刑事裁判の発展（以上、本号）
- 3 ICTYにおける司法取引
- 4 ICTRにおける司法取引
- 5 混合法廷における司法取引
- 6 ICCにおける司法取引
- 7 国際刑事裁判における司法取引の機能

おわりに

はじめに

(1) 犯罪が増加し、処理すべき事案が増大すると、司法資源が有限であ

* 嘱託研究所員

- 1) アメリカ合衆国における司法取引については有罪答弁制度と結び付けて行われているものの、両者は概念的には別のものであって、有罪答弁制度を前提としない取引も考えることが出来る（また、取引の一形態として不訴追約束も含めて考えることが出来、ここにおいては答弁は行われぬとされる（宇川春彦「米国における司法取引」『刑法雑誌』第50巻第3号〔平成23年〕35-6頁）。かかる点からは、有罪答弁を前提とする取引は「答弁取引」と表記するのが正確であろうが、本稿では両者の区分については必ずしも厳密には行わなかった。

ることに鑑み、法執行機関は各々異なったアプローチで被告人と協議し、刑事事件を迅速に終結させることによって裁判所の負担を軽減しようとする。これが刑事訴訟における新しい潮流となっており、アメリカ合衆国においても、大多数の刑事事件では、費用も時間も要するトライアル(公判審理)を経ずに有罪答弁によって迅速に科刑が行われている。かかる現象はアメリカ合衆国に限ったものではなく、例えば、イギリス・オーストラリアにおいても、有罪答弁により、公判審理が迅速に進み、コストと資源の減少に繋がることは、現行の刑罰システムを廻すために基本的に必要であると評されており、更に、増大する刑事手続に対して乏しい司法資源を効率的且つ訴訟経済的に処理することが必要であるとの社会的事実²⁾は、英米刑事手続に固有の事象ではないとも述べられている。実際、現在、ドイツ・イタリア・フランスなど大陸法諸国においては、伝統的には公判外での処理には消極的であったけれども、事案負担の増大により、手続の簡略化は避けられないものとなっている。そして、その一環として、答弁取引類似の制度が導入されており、比較的同質であったそれら大陸法諸国の中で、「取引」的性質の導入の程度などに関して差異が生じていると評されている。更に、かかる事象については、アメリカ合衆国の影響はあるけれども、必ずしもアメリカ化が強力であるとは限らず、当該国毎の判断によって、ゼロ・サムではない分化・変化の連続が生じているとも認識されている²⁾。

(2) かかる各国毎の差異、アメリカ合衆国との乖離の度合いとも言い得る事象は、当該国において、いわゆる「司法取引」というものに対して如何なる利益・メリットが求められているかを反映したものと評することも可能であろう³⁾。この点、例えば、集団殺害犯罪・人道に対する犯罪・戦

2) 鈴木「司法取引に関する考察—『有罪答弁』を巡る議論情況」『法学新報』第118巻第1・2号(平成23年)「結語」など参照。

3) 例えば、台湾における動向に関して、鈴木「台湾における司法取引(一)(二・完)」『法学新報』第118巻第11・12号(平成24年)、第119巻1・2号(平成24年)。国ではなく、また、司法取引という性質を弱めているけれども、一定の関連性

争犯罪及び侵略犯罪を裁くために独立の裁判所として設立された国際刑事裁判所（International Criminal Court：ICC）においては、有罪であることを認める被告人に対して、英米法系か大陸法系かのゼロ・サムという行き方を採らず、二つのモデルの中間的なアプローチを採用しているとも指摘されている⁴⁾。国際刑事裁判所は、上記のように対象事案も各国の国内法とは異なる特色を示しており、また、国内犯罪においては訴追が原則であるのと異なり、国際犯罪の訴追は例外的であるという違いも指摘される⁵⁾。そして、そうであるからこそ、国際刑事裁判において求められる有罪答弁についての利益・メリットというものも自ずと一定の特色を持ったものになることが予想されよう。本稿では、かかる関心から、国際刑事裁判における有罪答弁は、アメリカ合衆国に典型的に見られるような有罪答弁とどこが違うのか、違うならばそれは何故なのかといった論点について若干の検討を試みることにより、我が国が仮に有罪答弁・答弁取引を導入するとすれば、どのような点に力点を置くべきなのかという課題に、国際刑事裁判における有罪答弁の動向が示唆すべきところがないかを探りたい。我が国の刑事司法制度は、19世紀後半以降主としてドイツの影響を受けて形成された実体法（刑法）と、ドイツ法的土台の上に第二次世界大戦後にアメリカ合衆国の影響を受けて形成された手続法（刑事訴訟法）とが、我が国固有の法文化に適合しつつ独自の発展を遂げた、洗練された混合体であって、ヨーロッパ大陸法系と英米法系の双方を適切に採り入れて効率

を有すると言い得る。カルテル事案処理におけるEUのアプローチについて、鈴木「カルテル事案における司法取引について」『比較法雑誌』第45巻第2号（平成23年）参照。

- 4) 例えば、東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』（平成19年 明石書店）166-7頁、村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所 最も重大な国際犯罪を裁く』（平成20年 東信堂）205-6頁 [高山佳奈子]、森下忠『国際刑事裁判所の研究』（平成21年 成文堂）108頁、森下忠『国際刑法の新しい地平』（平成23年 成文堂）14頁など。
- 5) See e.g., Nancy Amoury Combs, *GUILTY PLEAS in INTERNATIONAL CRIMINAL LAW*, 2007, Stanford University Press, California, p. 5.

的な司法制度を構築しようと試行錯誤を続けている ICC にとって、参考となる部分が多いと指摘される⁶⁾が、逆に、同様に両法系の混合体と言い得る ICC などの制度の動向を眺めることは、翻って我が刑事司法制度の在り方を更に見直して行く契機になるようにも思われる。

(3)本稿はかかる問題意識に基づき、国際刑事裁判所における司法取引について若干の検討を行おうとするものである。具体的に、1では、国際刑事裁判所における司法取引を検討する前提として、司法取引に関する動向について、アメリカ合衆国を始めとするコモンロー諸国の流れと大陸法系諸国の流れに分けて大まかな描写を行う。次に、2において、国際刑事裁判所設立に至る動向について簡単に概説する。その上で、3～6において、ICTY(旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所)・ICTR(ルワンダ国際刑事裁判所)・混合法廷・ICC(国際刑事裁判所)における司法取引に相当すると言える手続について説明し、7では、それらから浮かび上がると思われる国際刑事裁判における司法取引の機能について、簡単に検討する。そして、「おわりに」においては、以上の検討が、我が国の司法取引に関する議論に示唆し得る点がないかについて、若干の考察を行いたい。

1 司法取引の展開⁷⁾

(1) まず、コモンロー諸国の動向と大陸法諸国の動向に大きく分けて、司法取引の近時における展開について簡単に振り返る。例えば、6で言及する ICC の刑事手続などの位置付けについては、「はじめに」でも触れた

6) 野口元郎「ICCは今一国際刑事裁判所の現状と加盟問題に関する一考察」『ジュリスト』第1309号(平成18年)111-2頁、野口元郎「国際刑事裁判所の現状と課題及び我が国の果たすべき役割」『法律のひろば』2007年9月号34頁など。

7) 張智輝主編『辯訴交易制度比較研究』(2009年 中国方正出版社)第12章、Christine Schuon, *International Criminal Procedure*, 2010, T・M・C・ASSER PRESS, Hague, pp.76-; Susanne Kobor, *Bargaining in the Criminal Justice Systems of the United States and Germany*, 2008, Peter Lang GmbH. などを主として参照した。

ように、コモンロー・英米法と大陸法の折衷・融合などと解されており、そこにおける「有罪の自認」も両法系の折衷などと評されている。そこで、必ずしも ICC に限る事象ではないが、コモンローと大陸法系の二つの流れを大雑把に眺めておくことは、ICC などが両法系をどの様に折衷したのかという、前提論点の整理に一定の意味を持ち得ると考えるからである。

(2) 刑事公判の構造に関しては、英米法系とヨーロッパ大陸法系の二つの流れがあり、前者においては有罪認定と量刑が別の段階とされ、後者においては有罪認定と量刑段階が一つに結合されている。前者においては、当事者主義的訴訟手続のもと、当事者である検察官と被告人側弁護士がイニシアティブを発揮し、裁判官は第三者的中立的地位にある（従って、当事者間の取引の過程に主導的な形では介入しない）。そして、検察官が挙証責任を負い、陪審が事実認定を行う形を原則形態と捉えることが出来るから、かかる訴訟手続は大陸法における訴訟手続に比べて複雑となる。この複雑な手続を前提に事案を処理するために、被告人が有罪答弁を行うと、検察官の挙証責任及び公判手続がそこでストップして量刑手続に移行するという流れが形成された。

これに対して、大陸法系の手続においては、刑事裁判は正義を重視し、事案の真相を究明することを重んじ、裁判においては裁判官が主導的に振る舞う（検察官の裁量権もアメリカ合衆国の検察官に比べれば小さい）。訴訟手続は合衆国のそれに比べれば簡明であるため、裁判外の方式によって案件を処理する必要に乏しかった。かかる状況において、従前は、アメリカ合衆国における有罪答弁は大陸法には馴染まないとされて来た。

ところが、ここ30~40年の間に、グローバリゼーションの流れの中で、上記の状況に変化が見られ、イタリア・オランダ・ドイツなど大陸法系諸国においても、案件の裁判外処理方式が相当程度採用されるに至っているのである。

(3) このような位置付け・状況の中にあって、合意に基づく事件の迅速処理の類型は、大きくアメリカ合衆国型のアプローチとドイツ型のアプローチに分けることが可能とされている。アメリカ合衆国においては、一

且被告人が有罪答弁(その前提に答弁取引が存在することもある)を行うと、公判は開かれぬ。裁判所は起訴犯罪の事実的基礎の審査は行わぬが、その後量刑段階に進む。これに対して、ドイツでは公判段階において有罪の自認を行い、これによって手続は相当に促進されるが、公判における事実認定が回避される訳ではない。各々の法制度のもとで、有罪答弁乃至有罪自認の制度が存在するが、刑事事件処理のための合意という現象は、程度の差はあれ、コモンロー諸国特有のものではなく、大陸法の手続においても一般的に行われるようになってきている。合意手続は1970年代・1980年代のドイツにおいて頻繁に用いられるようになっており、この当事者主義手続に典型的な要素はドイツの大陸法的刑事手続に浸透した。ここにおいては、典型的な当事者主義的要素と大陸法における刑事裁判官の真実追及機能が衝突しており、取引に関する議論は、各国の法制度の特徴を反映した形で導入されていると言える。

(4) 二つのアプローチをもう少し詳細に眺めるならば、アメリカ合衆国においては、予備審問段階から有罪認定に至る刑事手続の全段階において、有罪答弁・答弁合意が発生し得る。事件が第一審裁判所に付託され、アレインメントにおいて手続的権利などについて裁判官が被告人に通知し、答弁を開始することを求めるが、被告人が有罪答弁を行えば、事案は量刑段階に移行することになる。合衆国の判例上は、有罪答弁は、事実上、有罪に相当する。大陸法上の自白は証拠を構成するが、これと有罪答弁は区別されるのである。猶、当該有罪答弁が妥当かを検証するために事実的基礎の確認も行い、これは訴追された犯罪の基礎を形成する事実を問題にするという意味で当事者主義的考え方からの離脱を示すものとも考えられるが、他方、実務上のインパクトは小さく、証明基準として合理的疑いを超えるものは要求されていないといった理由で、答弁された態様で犯罪が現実に行われたかを確かめるための信頼出来る安全弁とはなり得ないとの指摘も存在する。

アメリカ合衆国において有罪答弁で処理される事件の割合は90%を超えているが、これは被告人と検察官の間で行われる答弁取引実務によるとこ

ろが大きいとされている。取引において、被告人が有罪答弁を行うのと引き替えに、検察官は被告人に対して、本来想定していたものよりも軽微な罪で訴追するとか、起訴状において一定の訴因を落とすとか（訴追取引）、裁判官に対してより軽微な刑罰を勧める（量刑取引）といった配慮を行う。検察官による量刑の勧めは裁判官に対して拘束力は持たないが、裁判官は大部分の場合に検察官の勧めに従うとされており、また、取引が起訴の取り下げを伴う場合で、残りの罪の起訴で現実に行われた犯罪の重大性が反映されていて、法の趣旨等に抵触しない時には、裁判所は当該取引を受け容れるとされている。このような意味で、実務上、裁判所は取引に反対しないことが通常であるとされているのである（他方、現実の犯罪要素から一定の事実を除外する、いわゆる事実取引については、裁判所は嫌うので、当事者が申請することは稀であるとされる）。そして、起訴状に記載された事実に対する検察官の法的評価が裁判所を拘束するという意味において、訴追取引は、後続の手續と刑罰に大きな影響を及ぼす非常に強力な手段であるとも解されている。この点を重視するならば、ドイツを代表例とする大陸法の刑事手續では、起訴状で訴追されている事実に対する法的評価に裁判所は拘束されないと解されているという意味において、アメリカ合衆国と大陸法の手續は対照的であるということになろう。

(5) アメリカ合衆国の有罪答弁が、以上のように、被告人・弁護人による手続的行為であり、一定の手続的結果をもたらすのに対して、ドイツ刑事手續における有罪の自認は、公判に提出される証拠の一部に過ぎない。有罪の自認があるからと言って、被告人の有罪を認定するのに必ずしも充分という訳ではないが、実務上は、裁判官は、有罪の自認を、有罪とするための、それなりに満足の行く根拠と見ることが通常であり、それゆえに、有罪の自認は公判を促進することに相当程度寄与している。尤も、有罪の自認は正確な事実認定を証明するものとはなっておらず、逆に誤判の主要な理由の一つとなっていて、裁判官は有罪の自認のみで被告人の有罪の認定をせず、他の証拠も考慮しなければならないといった指摘も存在する。

合意（同意）に基づく司法は、ドイツ刑事訴訟の基本的な特色とは一般

に異質のものであるが、それにもかかわらず、ドイツの刑事手続も取引を受け容れており、例えば、刑事訴訟法第153条aに見られるような、軽微な犯罪の場合に手続を終結させるための検察官の権能などに、同意的な要素は存在している。また、刑事訴訟法第407条以下の略式命令手続も同意による司法を志向していると言い得るとされる。即ち、軽微な犯罪の場合に、被告人は検察官によって請求され、裁判所によって発せられる書面による略式命令に異議を唱える権利を有し(刑事訴訟法第410条)、その場合に同第411条第1項により公判手続が進められる。従って、略式命令手続が適用される事例においては、検察官は、被告人に対して、書面による略式命令に異議を唱えないという合意の取り交わしをしばしば求め、これによって手続が不必要に長引くことを回避しようとするのである。検察官と被告人は、被告人が書面による略式命令を受け容れることを合意することが多く、地方裁判所における大多数の事案は、書面による略式命令によって終了する。かかる略式命令手続は、事案の迅速処理に資するという点でアメリカ合衆国の有罪答弁と同様の機能を有すると言い得る(但し、軽微な犯罪に適用が限定されているという意味で、合衆国の有罪答弁とは異なる)。

ドイツにおける取引は、——上記の例に限定されるものではないが——弁護士と検察官との間で公判前の段階で取り決められ、弁護士と裁判所との間で公判において取り決められる形態が多いが、取引自体は刑事手続の全段階で発生し得るとされる。ドイツにおける当事者が取引を行う理由・目的も、当事者手続における当事者のそれと同じで、手続の促進、また、検察官から見れば法執行機関の資源の保全、被告人から見ればより寛容な量刑の取得ということになる⁸⁾。例えば、検察官は、刑事訴訟法第153条aに基づき、軽微な事案の場合に、求刑を下げたり、手続を打ち切ることが出来、また、刑事訴訟法第154条に基づいて余罪に関連する手続を打ち切れることを約束することも、更に、刑事訴訟法第154条aに基づいて、同じ

8) アメリカ合衆国における有罪答弁のメリットについて、鈴木・前掲「司法取引に関する考察—『有罪答弁』を巡る議論情況」第三章など参照。

犯罪行為に関連する軽微な訴因を落とすことを合意することも出来る。他方、被告人の方も、起訴状に記載されている主張の一部乃至全てを認めることを、取引において約束することが出来、また、略式命令手続において刑事訴訟法第407条に基づく書面による略式命令を受諾することに合意出来、更に、ある証拠が審理されるという権利等を発動しないとの約束をすることも出来る。

かくして、一旦当事者の取引によって得られた有罪の自認は、手続を終了させることが普通であるという意味において、通常の自認よりも手続に与えるインパクトは大きい。従って、かかる状況における有罪の自認はコモンローの有罪答弁に更に近付くことになるのである。

そして、このようなドイツにおける取引実務に関しては、2009年に、「刑事手続における申合わせの規制に関する法律」により、刑事訴訟法に合意手続（有罪認定に関する合意は対象とならない）が導入される⁹⁾迄は、相当期間、法律によって規律されない時代が続いていたが、この過程で主として1990年代になって、取引実務における法の支配を守るために、連邦裁判所が必要要件を提示していた¹⁰⁾。即ち、論者の纏め方にもよるが、①取引は、刑事訴訟法第136条 a に定められている脅迫的手段によって働き掛けられてはならない、②取引の後でも、裁判所は、事件の真実を認定するという義務に拘束されるので、自認の信頼性について評価しなければならない、③取引は記録される必要がある、④検察官は刑罰の期間の確定について約束してはならず、当事者は取引において刑の上限のみ合意出来る、⑤取引内容に上訴権の放棄が含まれる場合、被告人は上訴を行い得ること

9) この点については、田口守一『刑事訴訟の目的 [増補版]』(平成22年 成文堂) 323頁以下、池田公博「ドイツの刑事裁判と合意手続」『刑事法ジャーナル』第22号(平成22年) 23頁以下、加藤克佳「同意による刑事手続—日本における特に起訴便宜的手続打切りと合意—」金尚均・ヘニング・ローゼナウ『刑罰論と刑罰正義』(平成24年 成文堂) 35頁以下、ヘニング・ローゼナウ [加藤克佳訳]「ドイツ刑事手続における合意」同書60頁以下など参照。

10) ドイツ連邦通常裁判所等の判例の変遷については、田口守一・前掲書『刑事訴訟の目的 [増補版]』297頁以下、316頁以下。

について適切な教示を受けている必要がある¹¹⁾といった内容がそれであり、取引がかかる諸要件を充たした時は、裁判所も拘束されるものとされている¹²⁾。かかる要件については、裁判所による真実発見の観点から現実の実効性がないとか、裁判官が有罪の自認が真実であるかを判断することは困難であるといった批判も提起されているが、それにもかかわらず、合意は、その実用性ゆえに、ドイツの刑事裁判実務に不可欠の要素となっている点は広く認められていると評されている。そして、このように、ドイツの刑事手続に同意の要素が広く入り込んでいる点については、当事者主義的要素を導入したことによって、裁判所の実体的真実発見義務といった大陸法系の刑事手続の基本原則が危殆に瀕しかねないといった批判が、更に主張されているのである。

(6) 以上眺めて来たように、アメリカ合衆国における有罪答弁、ドイツにおける有罪の自認は、いずれも実務に浸透していると言えようが、前者の浸透度合の方が、後者におけるそれよりも、量的には遙かに高いと評されている。

11) 2009年改正法は、合意をした以上、上訴を申し立てることが出来ないという誤解を除去すべく、自らの自由な判断により上訴可能である旨が教示されなければならないとした(刑事訴訟法第35条a)上で、判決に先立って合意がなされている場合には上訴を放棄することが出来ない旨定めた(刑事訴訟法第302条第1項)。池田公博・前掲「ドイツの刑事裁判と合意手続」『刑事法ジャーナル』28頁など。そして、この場合も、有罪とされた者が合意の後に上訴を申し立てることは自由であることをその者に注意喚起し、上訴権がある旨を教示したという工夫を行った後に、上訴権放棄を表明することは依然可能であるとか、上訴の放棄ではなく、上訴提起後に直ちにそれを取り下げることが約束される場合などに問題は残っているとの指摘が見られる。ヘニング・ローゼナウ [加藤克佳 訳]・前掲「ドイツ刑事手続における合意」69頁、加藤克佳・前掲「同意による刑事手続—日本における特に起訴便宜的手続打切りと合意—」54-5頁など。

12) 合意の拘束力については、池田公博・前掲「ドイツの刑事裁判と合意手続」26-7頁など。猶、改正刑事訴訟法第257条cについては、ヘニング・ローゼナウ [加藤克佳訳]・前掲「ドイツ刑事手続における合意」94頁などに邦訳がある。

次に、質的な違いについて、両国の合意はいずれも全ての種類の犯罪に適用され、重い刑罰といった重大な法的結果について合意することも可能であって、真実を確認するための手続（重大な犯罪事案の場合には特に重要となる）の可能性を閉ざすことにもなりかねないとの懸念が表明されている。この点で、有罪の自認とは公判を省略するものではなく、公判で真実を発見する余地を残しており、また、有罪の認定に取って替わるものでもなく、更に、取引、それに続く有罪の自認の後も裁判所に真実認定義務は残るといった点で、ドイツの刑事手続の方が、取引という情況のもとでも、真実発見の点ではより適した要素を備えているようにも思えると論じられる。真実確認義務といったものが取引の情況に大きな効果を及ぼして来たかという点については実務上疑わしいとも論じられているけれども、ドイツの場合、アメリカ合衆国に比べれば、取引後に真実を確認するための手続の可能性を閉ざす点を軽視しては来なかったし、アメリカ合衆国の訴追取引ほどのレベルで事実面を落とすことはないとも評されているのである。

(7) このような意味で、アメリカ合衆国とドイツの手続には違いが存する。前提として、そもそも、コモンローにおける理解では、真実とは両当事者の討論により浮かび上がるものであるのに対して、大陸法の刑事手続においては、中立的な裁判官による審理を通じて、実体的真実を追究するということがある¹³⁾。

その上で、コモンロー法系と大陸法系の差異を反映したアメリカ合衆国及びドイツの、取引を巡る議論に関連して——程度の問題に過ぎない側面は残るが——対比出来る点として、例えば、以下の点を見出すことが出来るよう。

13) 無論、コモンローと大陸法の真実発見についての差異を強調し過ぎることは慎重であるべきであろう。フロイド・フィーニー/ヨアヒム・ヘルマン [田口守一監訳]『1つの事件 2つの制度』(平成22年 成文堂 [原著2005年]) 271-2頁、ヘニング・ローゼナウ [加藤克佳訳]・前掲「ドイツ刑事手続における合意」73頁など。

第一に、効率性の観点がある。合衆国においては陪審制度、公判前の複雑な証拠開示規則及び証拠規則が存在するため、効率性は極めて重要な要素であり、この点で取引は評価される¹⁴⁾が、ドイツにおいては、(事案の簡便な処理という観点から、連邦裁判所は一定程度、取引を志向するが)効率性は合衆国ほど喫緊の必要性を付与されていないとされる¹⁵⁾。

第二に、実体真実追究という観点について、アメリカ合衆国を始めとするコモンローの法律家は、相対的に、大きな価値・関心を有していないが、ドイツ刑事手続においては基本的な特色とされている。ここから、合衆国の法律家も取引後の減刑が妥当かについて相応の関心は持つが、ドイツの法律家は、刑罰が実体的な罪責と均衡が取れていなければならないという原理を、取引が侵害し得るかという点について、より重大な関心を抱くと論じられる。

第三に、法の平等な適用について、大陸法の刑事手続はこれを重視するが、コモンローの刑事手続においては事案毎の妥当な解決を重視し、ここから、前者、とりわけドイツの方が、取引が実体法の平等な適用を侵害し得るという論調が、合衆国に比して強いとされる。

第四に、取引を手段とする被告人の協力の獲得という点について、アメリカ合衆国においては慎重に取り扱うものの適切と見るのに対して、ドイツは、2009年の刑事訴訟法改正があったために事情は少し変化したとも言えるが、協力獲得は基本的には例外的事態と捉えたと評される。

第五に、当事者主義の観点から、アメリカ合衆国においては、取引を当事者主義の延長線上にあるものと捉え(個人の自己決定の自由を重視する)、この点で基本的には懐疑的な見方はされない(但し、誤判等避け

14) 猶、陪審の認定結果が不透明であるため、重い量刑の可能性を回避するという点でも、取引にメリットが認められると評される。

15) 但し、犯罪立証に際しての証拠状況が複雑なために事実及び法的評価が難儀であったり、証拠収集が困難な事例においては、アメリカ合衆国の法律家のみならず大陸の法律家も、取引に価値を感じて活用するという点で共通しているとされる。

る為に、検察官と弁護側との交渉結果を裁判所が中立的に判断すべきであるという点を強調する場合には、パターンリスティックな要素の付加が説かれることもある)が、ドイツにおいては、取引は大陸法の伝統とは異質のものであるとされ、これを許容するために応報・必罰的モデルから紛争解決モデルへの転換や、合意的要素の追加が説かれることもある。

(8) 以上のような形で、コモンローと大陸法における合意—司法取引に関する要素を比較することが出来た。そこにおいては、事件処理の要請の背後に、グローバル化の進展に伴って、各国の司法制度・訴訟手続が相互に浸透し合い、相互に作用し合っていることの一つの現れとして、コモンロー系・英米法系と大陸法系の法制度が融合し始めている状況を看取することが出来よう。このもとに、ドイツを始めとする大陸法諸国においては、合衆国に比べて相対的に軽微な事件処理の要請から、合衆国より限定的な形で当事者主義的要素を導入して、裁判外での処理を漸進的に増加させていると言えよう。それでは、司法取引を巡る両法系間のかかる差異・現象が国際刑事裁判においてどのような形で現れるか。3以下で見ると、例えば、国際刑事裁判においては、陪審制度は存在しないが、他方で、犯罪の証明に際して、事実面・法的面で複雑な評価を要する点などは容易に想到可能であろうが、かかる点が、以上の大雑把に言えば二つに分けられるアプローチとどの様に結び付いて行くのかといった論点が検討課題となろう。次節以降では、かかる点の検討を深めて行きたい。次節では、前提として、まず国際刑事裁判の発展について簡単に振り返る。

2 国際刑事裁判の発展¹⁶⁾

(1) 国際刑事法には大きく二つの系譜があるとされる¹⁷⁾。一つは、各国による刑事法の適用・運用が国際性を帯び、広く様々な主題を対象とする場合で、国際刑事司法共助や国連腐敗防止条約・国際組織犯罪防止条約

-
- 16) 本節について、主として、以下の文献を参照した。Antonio Cassese, *INTERNATIONAL CRIMINAL LAW* 2nd ed., 2008, Oxford University Press, New York, pp.317- ; Kenneth S. Gallant, *The Principle of Legality in International and Comparative Criminal Law*, 2009, Cambridge University Press, New York, pp.67- ; M.Cherif Bassiouni, "International Criminal Justice in Historical Perspective : The Tension Between State's Interests and the Pursuit of International Justice", *THE OXFORD COMPANION TO INTERNATIONAL CRIMINAL JUSTICE*, Editor-in-chief, Antonio Cassese, 2009, Oxford University Press, New York, pp. 131-. 藤田久一『戦争犯罪とは何か』(平成7年 岩波書店), 藤田久一「国際刑事裁判所構想の展開」『国際法外交雑誌』第98巻第5号(平成11年), 安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』(平成14年 成文堂)第一章, 尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論』(平成16年 信山社出版)第17章・第19章, 大沼保昭『国際法』(平成17年 東信堂)609頁以下, 小長谷和高『序説 国際刑事裁判』[第2版]』(平成19年 尚学社), 東澤靖・前掲書『国際刑事裁判所 法と実務』14頁以下, 古谷修一「国際刑事裁判所の歴史と現在の動向」『法律のひろば』2007年9月号4頁以下, 日本弁護士連合会『国際刑事裁判所の扉をあける』(平成20年 現代人文社)3頁以下 [安藤泰子], 村瀬信也・洪恵子共編・前掲書『国際刑事裁判所 最も重大な国際犯罪を裁く』第1章 [古谷修一], 小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編著『講義国際法 [第2版]』(平成22年 有斐閣)346頁以下 [河野真理子], 清水正義『「人道に対する罪」の誕生』(平成23年 丸善プラネット), 松井芳郎『国際法から世界を見る【第3版】』(平成23年 東信堂)151頁以下, 酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎『国際法』(平成23年 有斐閣)650頁以下 [寺谷広司], 安藤泰子『個人責任と国家責任』(平成24年 成文堂)第一章・第二章, 望月康恵『移行期正義』(平成24年 法律文化社)9頁以下。
- 17) 酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎・前掲書『国際法』647頁以下 [寺谷広司]。

等々が議論の対象として取り上げられる。もう一つが、本節の主たるターゲットと言い得る、国際法に直接の根拠を置く戦争犯罪人の責任追及の局面である。20世紀初め迄は、戦時犯罪は、交戦国の国家法益の侵害とみなされ、各国の軍刑法や普通刑法に基づいて処罰されていたが、これは交戦国の任意に委ねられていて恣意的な法執行になりがちであり、また、自国民の戦争犯罪については訴追や処罰を控えるという傾向もあって、その実効性には問題を残していると評されていた。しかし、科学技術の世紀と言われた20世紀に戦闘機・爆撃機・潜水艦・化学細菌兵器といった戦闘手段による総力戦という悲惨な戦争を体験した国際社会は、侵略戦争・一般住民に対する広汎な攻撃という点で、戦争が国際法上の単なる違法行為ではなく、国際社会の一般法益を侵害する国際犯罪であり、非人道的行為や重大な国際犯罪を犯した個人を国際社会が審理・処罰するべきであるという気運を高めて行き、ここから国際裁判所設立が試みられることになった。

(2) 戦争犯罪人の責任追及、ひいては国際刑事裁判所設立という考え方が生じた契機は、第一次世界大戦後におけるドイツ前皇帝ウィルヘルム2世の戦争責任追及に遡ることが出来る。当時はまだ戦争が国際法上の犯罪として違法化されていなかったので、戦争開始の指導者責任に対する法的追及は徹底せず、ヴェルサイユ講和条約第7編（第227条～第230条、特に第227条）に基づく特別裁判所は、「国際道義と条約の神聖さに対する極めて重大な違反」を理由に、ドイツ皇帝ウィルヘルム2世の処罰を求めた。しかし、前皇帝が亡命したオランダは中立国であって、ヴェルサイユ条約に拘束されないとして、引き渡しを拒み、同訴追裁判は行われなかった。ドイツ将兵の戦時犯罪に対する戦勝国軍事裁判所による裁判も、ドイツの要請を認めてドイツ自身の裁判に委ねた後、連合国の関心は賠償問題・安全保障に移り、戦争犯罪人の引き渡しからは関心が薄れた。大戦間期にも国際連盟法律家委員会や国際法協会・国際刑法学会等は活動したものの、国際刑事裁判所設立のための提案を行うに止まり、国家主権重視に非常に傾いていた時期であったこと、ナチズムの台頭などにより、それら提案の実現は具体的な話ではなくなった。

(3) 戦争に重大な責任を持つ者に対する国際法に基づく国際刑事裁判所が設立されたのは第二次世界大戦後であり、戦争手段の残虐化・総力戦化・戦争性格の侵略性などのために第一次世界大戦の被害を遙かに上回る犠牲者が発生、曲折はあったものの、連合国側は第一次大戦後の前皇帝処罰の失敗を繰り返さないようにと留意した。即ち、主としてナチス・ドイツの指導者を裁く目的で、主要な連合国であるアメリカ合衆国・イギリス・フランス・ソ連が1945年8月に「ヨーロッパ枢軸国の主要戦争犯罪人の訴追と処罰のための協定」(ロンドン協定)を締結し、その附属書である国際軍事裁判所憲章(ニュルンベルク裁判所憲章)に基づいて裁判を行った。平和に対する犯罪・戦争犯罪・人道に対する罪が対象とされて10名以上に絞首刑が科せられ、数名が禁錮に処せられた。また、連合国は我が国のポツダム宣言(10項)の受諾を受け、我が国の戦争指導者を裁く目的で、1946年1月、「極東国際軍事裁判所設置に関する命令」を発し、その附属書(極東国際軍事裁判所憲章)に基づいて裁判所を設置。東条英機ら25名が有罪、内7名が絞首刑に処せられた。第一次大戦後において、政治的便宜を踏まえて国際的な正義が妥協を余儀なくされたのとは逆の意味で、第二次大戦後には主要連合国の政治的思惑が国際的正義の効果的実現を促進した面があり、敗戦国のみが訴追されて連合国側が訴追されなかったという点から見ても、勝者の正義を敗者に押し付けたという側面が存すると評される¹⁸⁾。しかし、これら、特に、ニュルンベルク国際軍事裁判については、完備した制定法を持たない国際社会で、不文慣習法を明文化し、宣言した「平和に対する罪」・「人道に対する罪」を適用しており、この点で事後立

18) 但し、ニュルンベルク国際軍事裁判について言えば、アメリカ合衆国・イギリスでは国内法においてリベラルな規範が形成されていて、その影響を避けることは出来ず、侵略戦争に対する単純な復讐として極めて短期の裁判で決着することは避けられ、公判(トライアル)が開かれるに至った点に関しては、リーガリズムが一定の勝利を収めたとも評されている。Gary Jonathan Bass, *Stay the Hand of Vengeance*, 2000, Princeton University Press, United States of America, pp. 147-. 猶、清水正義・前掲書『「人道に対する罪」の誕生』23頁以下などをも参照。

法であって、法的正当性よりも寧ろ政治的な結論が先にあるとの批判もあったものの、国際法の発展などを重視する観点から、まず国家の実行が先行し、その後に諸国の法的確信が追随することで新たな刑事国際法が形成された場合であって、国家による刑事管轄権の独占を打破し、刑事国際法の発展のための重要な先例となったとも評されている。

(4) かかる第二次世界大戦直後の刑事裁判の実行を発展させる形で、各種条約・条約案が作成された。1940年代後半の国連は、国際犯罪の法典化・国際裁判所設立草案策定という形で、国際刑事司法に対応するための恒久的・公平な機構の構築を企図した。具体的には、1946年の国連総会決議3(I)、95(I)は、「ニュルンベルク裁判所憲章によって認められた国際法の諸原則」を確認し、国際法委員会(ILC)は1950年に「ニュルンベルク諸原則」、1954年に「人類の平和及び安全に対する犯罪の法典案」を作成した。また、ニュルンベルク諸原則の定式化作業と並行して、国連総会は経済社会理事会にジェノサイド条約草案作成の研究を要請し、1948年国連総会はジェノサイド条約を採択した。本条約第6条において、ジェノサイド罪についての管轄裁判所として、犯罪行為地国の裁判所の他に、国際刑事裁判所が掲げられており、その実効性には疑問も表明されていたものの、国際刑事裁判所に関する規定の作成を促進するものとも評せられていた。

また、南アフリカのアパルトヘイト政策が1950年以降、国連の討議対象となり、1973年にはアパルトヘイト条約が採択されるに至った。この他、通常の戦争犯罪に該当するものについては、1949年のジュネーブ諸条約が「重大な違反行為」の処罰を定めたが、平和に対する罪については、侵略概念を確定する困難さもあり、十分な展開は見られなかった。

猶、以上はいずれも履行確保は不完全であった。ジュネーブ諸条約の「重大な違反」に関する処罰権限は各国国内裁判所に限定され、上記の通り、ジェノサイド条約は第6条で国際刑事裁判所の設置を規定したものの、明確に時期を画し得る訳ではないけれども、1950年以降の米ソ冷戦の進展に伴う政治的緊張によって、国際刑事裁判所の設置についての議論は棚上げされていった。1954年2月国連総会は、「人類の平和及び安全に対する犯

罪の法典」化の作業が侵略の定義の問題と密接に結び付いていることを理由に、侵略の定義に関する特別委員会の報告を総会が取り上げ、且つ「人類の平和及び安全に対する罪」の法典案を再度取り上げる迄、国際刑事管轄権の審議を延期することとしたのである。

但し、冷戦中も国際犯罪・国際刑事管轄権に関わる国際法の漸進的発展は若干ながら見られた。その背景には、冷戦期に生じた国際社会の変革と混乱に伴う、様々な新しい国際犯罪の出現が指摘されており、実際、この間も多くの武力紛争が発生し、その過程で大規模で継続的な残虐行為が世界中に報道されると、反戦の国際世論が沸騰して民間国際裁判が行われることがあった。1974年には「侵略の定義」に関する決議が採択され、侵略戦争が国際平和に対する罪であることが再認識されたが、これを促した要因として核戦争に対する懸念という要素が大きかったということも指摘されている。ただ、総体的には、冷戦下では国際裁判は実現不可能という諦めの感情が支配していたと評され、現実に国際裁判所を設置するところ迄は行かなかった。

(5) 1990年代に入り、冷戦終了によって、約50年間国際関係を覆っていた敵意の感情というものが消失し、関係性を構築するという前向きな意思が生じ、また、人権理論の重要性についての認識も高まって行った。一方で、冷戦の時期は、各大国は国際秩序の一定領域を担うべく、二大ブロックの内の自ブロックについては警察官・身元保証人の如く振る舞ったが、冷戦終了によってこの機能が弱まり、ナショナリズム・原理主義などと相俟って無秩序状態が発生。ユーゴスラヴィア連邦共和国の解体及び諸共和国の出現を見、これを契機として、各地で民族・部族紛争問題が顕在化した。他方、国連安全保障理事会における大国間協調が生じ、安全保障理事会が拒否権によって機能しないという事態はなくなって来た。かかる状況のもと、1993年に旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(ICTY、所在地は、オランダのハーグ)、1994年ルワンダ国際刑事裁判所(ICTR、所在地はタンザニアのアルーシャ)が安全保障理事会決議に基づいて設立され(国連のみによって設立され、裁判官や検察官も国際的に任命される国際法廷)、

また、国際的な性質を有する裁判所というものとは異なるが、戦闘状態・民族的緊張を緊急に解決するためといった理由から、国連と設置国との協定により国際的な裁判官・検察官に加えて、国内で任命された裁判官・検察官も加わる混合法廷（混合裁判所）として、コソボ紛争と民族裁判所（ICTY 規程に基づき、2000年設立）、東ティモール重大犯罪パネル（2000年設立）、シエラレオネ特別裁判所（2002年）、民主カンブチア時代の犯罪訴追のためのカンボジア裁判所特別裁判部（2009年活動開始）、レバノン特別法廷（2007年）も設置された。これらについては、例えば、ICTY に対して裁判実績についての反省¹⁹⁾とか、ICTR に対して大量の収監者の訴追に対応が困難であるといった問題点が指摘されているものの、アドホックな機関でありながら、犯罪行為者の訴追・処罰を通じて正義を追及し、国際犯罪の明確化等に貢献し得ることにより、刑事裁判所の役割は、社会の再構築と安定といった、より広範な文脈において理解されるようになって行った。その後、大国に都合の悪い裁判所は設置されないという意味で、アド・ホックな裁判所は、安全保障理事会の構造に内在する二重の基準からは逃れられないといった批判等も受けて、安全保障理事会決議によらない条約に基礎を置く常設の国際刑事裁判所の設立が検討され、国連総会から裁判所規程草案の再着手を命じられた国際法委員会は草案を提出。国連総会で条約文案が準備されて、国際刑事裁判所（ICC）規程（ローマ規程）が1998年にローマで採択を見、2002年7月に発効したのである²⁰⁾。

19) ICTY の設立当初は、有罪判決を下すことが出来たととしても、その範囲は限られ、雑魚ばかりを訴追し、上官・有力な政治家など大物に迄遡って訴追出来ていないと懸念・批判を受けていた。ただ、この点は、1997年以降、NATO 軍の協力等によって高位の指導者も訴追対象となり始めた指摘されている。また、ユーゴ連邦のミロシェヴィッチ大統領が2001年にユーゴ当局によって ICTY に引き渡されたことで、状況はかなり見直されたと評価することも可能かも知れない。尾崎久仁子・前掲書『国際人権・刑事法概論』297頁、ジョン・ヘーガン [本間さおり 訳]『戦争犯罪を裁く（上）』（平成23年 [原著2003年] NHK 出版）16-7頁、172頁、同『戦争犯罪を裁く（下）』（平成23年 [原著2003年] NHK 出版）146頁など。

20) ICC について、その本来の目的は、各国自身による重大犯罪の処罰を促進し、

(6) かかる国際裁判については、正当性の問題、運用面における裁判所の政治化や処罰の一貫性といった課題が指摘されている。ICCについても、加盟国は十分な数でなく(アメリカ合衆国・中華人民共和国・ロシア・インドなどの大国が参加していない²¹⁾)、裁判所が公正と言える段階に迄調査・審査するには莫大な人的・資金的なコストを要するが、自前の警察力も持たず、関係国の協力についても困難が多く、また、迅速性に疑問が持たれているために多量の事件を処理すべきとも考えられておらず、その結果、国内裁判所への影響力という形でその影響力を行使するのだとも言われている。この点で、混合法廷は、他者から処罰されているのではなく自らで裁判を行っているとの意識を保持出来、また、身近で裁判の進行を見ることによる「法の支配」の醸成というメリット、その他、犯罪の証拠収集・証人召喚が容易、被疑者逮捕といった犯行地の法執行機関の協力を待つ必要性の解消、迅速な裁判が可能である、運営経費が莫大にならない、末端の人間でなく犯罪に対する責任が高い人間を訴追するといったメリットが指摘されており、状況毎に異なるものの、正義の要請が後退するとか、資金面・安全面のリスク、国内的要素と国際的要素のスムーズな連携は困難であるなどの憾みは論じられているけれども、ICTY・ICCなどの国際刑事裁判所の有する欠点をカバーしているという評価も存する。更に、真実究明の過程で大量の恩赦が与えられる例があること等に批判も提起されているものの、悲惨な体験を踏まえて刑事裁判に関する国際的な援助だけでは社会の秩序・安定化が実現出来ないこともある点を重んじ、法的正義を徹底するのではなく、国民和解による秩序の回復を重視する立場からは、

同時に、ICCの存在自体によってその種の犯罪の発生の抑止力となることでもあり、寧ろ究極的にはICCが扱う事件が1件もなくなることが理想であるという指摘も存する。野口元郎・前掲「ICCは今—国際刑事裁判所の現状と加盟問題に関する一考察」107頁。

- 21) ローマ規程が安全保障理事会に特別の地位を認めていることから、ローマ規程非締約国の国民か否かでICCによる訴追に差があるといった、二重の基準が、依然ICCにも当て嵌まるとも指摘されている。松井芳郎・前掲書『国際法から世界を見る【第3版】』174頁など。

真実和解委員会 (Truth and Reconciliation Commission. 過去に行われた人権侵害の事実を明らかにすることを主要な目的としており、真相を追求する一方で、個人の人権侵害行為の責任を不問とし、これにより新しい社会における政治的な安定を図ろうとする)²²⁾などを評価する見解も主張されている。

(7) 国際刑事裁判・刑事訴追において以上のような発展が見られたが、現実は理念通りに進んでいる訳ではない。アドホックな裁判所にしても、ICCにしても混合裁判所にしても予算的制約があり、大量の犯罪者が発生し、それに対してデュー・プロセスに基づく保障を取り入れた刑事手続を発動するということになる、国内裁判所は言う迄もなく、国際法廷においても、国際犯罪者の内のごく少数の部分のみを訴追したいと考えるようになるという傾向が指摘されている。ICTYについて言えば、安全保障理事会が検察官を任命する迄に1年以上要し、ICTRではあらゆるレベルの人手不足に最初の数年は悩まされた。設立後まるまる1年経過した段階で、ICTRは、少なくとも100名の捜査官が必要とされていたところ、5名の捜査官・検察官を雇用したのみであった。1996年末の時点でも、捜査官のポジションの3分の1以上、専門職の地位の2分の1近くが空席の儘であった²³⁾。そして、両裁判所とも、初期の段階から、資金援助が適切になされていなかった点が最大の問題点と言えた。無論、年を追う毎に資金提供は増え、裁判所の運営も効率的になって行き、公判では人権条約に見ら

22) 行方不明者調査委員会・史実究明委員会・真実和解委員会・真真正義委員会といったヴァリエーションがあり、初期には行方不明者の調査に力点を置いていたが、その後、和解・共生・加害者の社会再統合を念頭に置いた南アフリカの活動を境に、真実を共有し、相互理解を促進するという傾向が強まっているのではないかという分析もなされている。阿部利洋『真実委員会という選択』(平成20年 岩波書店) 41頁以下。

23) ICTYの検察局においては、ペーパレスのオフィスを目指したということはあるにせよ、インフラ整備が不十分であったという事情を描写するものとして、例えば、ジョン・ヘーガン・前掲書[本間さおり 訳]『戦争犯罪を裁く(上)』130頁など。

れるようなデュー・プロセスがかなりの部分で保障されるようになった。この点は評価し得る点であったが、このような目的を達成するために、時間と金を要する点が問題視されたのである。即ち、ICTYやICTRの公判は、2002年頃の時点で平均的に見て結審に17ヶ月ほどかかると言われていたし、数百万ドルの費用、数百人の証人、1万頁以上に及ぶコピー等をも要するとされていた。それに加えて、公判前の勾留も長期化していて、上訴迄合わせると4年間勾留されている例もあったという。

このように、裁判手続が長期化し、費用も高額になる理由としては、上記で述べた点と重なるが、国際犯罪の性質が複雑である点、裁判所と犯罪が行われた場所が物理的に離れている点、証人を裁判所迄運びつつ必要な保護を提供することが難しく、且つ費用を要する点、翻訳のための時間を要する点、書類その他の証拠へのアクセスを拒む国がある点、弁護人選任権を含む、被告人に提供されるデュー・プロセスに基づく保護が強力である点（他方、被告人が弁護人をつけないことを選択し、自分で検察側証人を長時間に亘って反対尋問した場合でも、事件進行は遅れる²⁴⁾）などが挙げられており、かかる現実に対しては批判も大きい。そこで、裁判所は手続を迅速にする手段を採ることに努めて来たとし、手続に関する規則を改正し、アングロ・アメリカの刑事司法制度に由来する多くの規則を廃して、ヨーロッパ大陸法の刑事司法制度に由来する、より効率的と考える手続に替えるという努力も行った^{25), 26)}。ただ、かかる裁判手続の短縮化・簡略化

24) ジョン・ヘーガン・前掲書 [本問さおり 訳]『戦争犯罪を裁く(下)』243頁 [巻末解説(多谷千香子)] 参照。

25) 具体的には、1998年7月、公判準備段階の扱いが単独裁判官に委ねられ、訴訟遅延を避けるために必要な措置を取る・当事者から問題点について意見を聴く・事件処理の準備をする・証人に証言要旨の提出を要求する点などの権限が明記され、2000年12月、書証提出を広く認める制度を採用、2001年4月、公判裁判官の権限の大幅な拡大、2002年10月及び2004年6月に検察官の訴追行為の抑制といった改正がなされた。森下忠・前掲書『国際刑法の新しい地平』8頁以下など。

26) この点で、国際刑事裁判所の手続には、裁判手続の迅速性と真相究明の点で

の努力は一定の改善を促したものの、手続が現実に短いものになったかは疑わしく、ICTYが2003年に有罪答弁を本格的に採用する迄は、18の事案の処理に10年と約6億5000万ドルの費用を要した²⁷⁾とか、ICTRの最初の10年間で、19の事案の処理（内4件が有罪答弁を伴う）に8億ドル以上を要したとの報告がなされているという。かかる膨大な金額のために国際社会（ICTY及びICTRの予算は、基本的に国連加盟国による分担金によって賄われている）は資金提供に積極的ではなく²⁸⁾、もともとアド・ホックな裁判所であるという位置付けであること等もあり、ICTY・ICTR共に閉廷の方向となった（安全保障理事会決議1966〔2010〕によって、「刑事裁判所国際残務処理機構〔IRMCT〕」が設けられ、ICTRについて2012年から、ICTYについて2013年から、管轄権を引き継ぐこととされている）。そして、この過程で、裁判所は、上記方向を達成するために、更に三段階のアプローチを採用した²⁹⁾。即ち、第一に、高いレベルの犯罪者のみ訴追するとい

改善すべき点があり、国際刑事裁判所の手続を、当事者主義的な手続構造よりも、相対的に、裁判官が積極的な役割を担う構造に転換すべきと説く見解として、アルビン・エーザー（ICTYの裁判官として、2001-6年迄勤務）〔谷口洋幸訳〕「国際刑事司法の手続改善に関する提言」『比較法学』第43巻第2号（平成21年）198頁以下など。

27) 2008年8月現在で、ICTYは総勢161名の被疑者を起訴しており、内115名の事件処理を終了させているという（閉廷計画により、2004年の時点で全ての捜査を終了させることが命じられている）。稲角光恵「旧ユーゴ刑事裁判所（ICTY）の閉廷計画と国家への事件委託」『金沢法学』第51巻第1号（平成20年）19頁、30-1頁。

28) ICTY及びICTRが、対象案件の多さ等による裁判の遅れ等のため、当初の想定を大幅に超える期間に亘って活動を続けていることに伴い、関連の予算額は、設立直後の1995年当時の予算額と比べ、2007年当時でICTYが約8倍、ICTRが20倍に至っていたという。岡崎泰之「国際刑事裁判所（ICC）規程への加盟と今後に向けて」『法律のひろば』2007年9月号49頁。

29) See also., *THE OXFORD COMPANION TO INTERNATIONAL CRIMINAL JUSTICE*, Editor-in-chief, Antonio Cassese, supra, at362 [ICTY・ICTRの閉廷を完了するためには、上位者を訴追し、マイナーな被告人について国内裁判所に事件委託するという点が基本的な手段であり、それ以外に、答弁取引・有罪答

うアプローチ、第二に、答弁取引を活用することによって、より効率的に事案を解決しようというアプローチ、第三に、国内裁判所に多くの事件を委ねるというアプローチである³⁰⁾。

そして、ICCにおいても、公判運営に時間と資源が必要であるという点について、アドホック裁判所よりも悪くはないにしても、同様の事態になることが予想された^{31), 32)}。補完性原則によってICCの事件処理が実務上複

弁や事件の併合、臨時裁判官の雇用等々の手段があると述べる]。

30) 稲角光恵・前掲「旧ユーゴ刑事裁判所(ICTY)の閉廷計画と国家への事件委託」参照。

31) 既に言及したように、ICCにおいても人的・財政的資源が不足しており、被害規模の大きな事件・中心的責任者に、ICCの検察官の捜査が限定される傾向にあることが指摘されている。小森光夫「国際刑事裁判所規程と裁判過程の複合化」『ジュリスト』1343号(平成19年)54-5頁など。古谷修一・前掲「国際刑事裁判所の歴史と現在の動向」11頁は、このような訴追戦略はICCに与えられた人的・物的戦略を効果的且つ効率的に使用することに資する一方で、アメリカ合衆国が懸念する自国兵員の訴追という事態が起きないことを示す明確なメッセージともなっており、穿った見方をすれば正義の相対的な実現とでも表現出来るものであると述べる。かかるアプローチに消極的な見解として、高山佳奈子「ICC(国際刑事条約体制)」『ジュリスト』第1409号(平成22年)59頁など。

32) 例えば、ICCは犯罪地国から通常遠く離れたオランダ・ハーグにあるため、デメリットとして、捜査特に証拠の収集及び被疑者の身柄の確保の困難性、公判特に証人の出廷確保にまつわる問題、裁判が地域社会に与えるインパクトが小さい、自国民による正義の実現という側面に欠ける、当該国の司法制度の発展や司法分野の人材育成に寄与するキャパシティー・ビルディング効果が乏しい点などが掲げられている。ただ、他方、メリットとして、当該国の水準に大きく左右されることなく国際標準に合致した適正手続が保障される、当該国の政治・経済・治安状況等の影響を受けることが少ない等の点があり、要は如何にしてメリットを最大限に活かしつつデメリットを最小限に抑えるかということが問題となるが、ICCとして多くの事態の捜査の経験を積むにつれて遠隔地捜査のノウハウも徐々に蓄積されるであろうとの期待はあり、他のデメリットについても、裁判の存在・意義・手続・結果等を被害者及び犯罪地国の一般国民に周知させるアウトリーチ活動によって、かなり軽減することが出来るであろうとも説かれている。野口元郎・前掲「国際刑事裁判所の現状と課題及び我

雑になったこと³³⁾、加えて、ICCの事件処理量が定まっていないために非効率が生じている。また、ICCにおいて証人召喚権などの権能が弱いことも、裁判所の機能を妨げる要因になっていることが指摘されている。更に、様々な制約は混合法廷にも課せられており、例えば、シエラレオネ特別裁判所は安全保障理事会が適切な資金提供を行わなかったため、2007年時点で13人の個人しか起訴しなかったという。ICTY及びICTRが安全保障理事会決議によって設立され、従って国連の附属機関だったのに対して、当該裁判所は条約を根拠とした機関なので、長所の反面、国連予算の配分を受けられず、資金不足の状態を経験していた。また、東ティモール重大犯罪パネルも資金不足で秘書やロー・クラーク等を十分に雇用出来なかったし、検察官は、当初の被告人の大部分について、人道に対する罪として告発することで、より多くの時間をくい、且つ犯罪の証明が難しくなることを避けるために、インドネシア刑法典における殺人罪という形で、国内裁判所で告発することを余儀なくされた。加えて、国際的裁判官を惹き付け、引き止めておくことは当該パネルにとって難しく、当該パネルは人的・物的資源の制約と格闘し、諸問題に一定の改善はなされたものの、裁判官や通訳がまま活用出来ないことなどによって公判が延期され、公判前勾留が過度になるなどの事態がもたらされた。そして、事態解決のために答弁取引が一般的に用いられたが、にもかかわらず、捜査・訴追を完遂することは出来なかったと評されている³⁴⁾。

(8) ニュルンベルク裁判では、ジャクソン判事が司法取引を明示的に退けていたとされ、同裁判及び東京裁判では有罪答弁や答弁取引は発生せ

が国の果たすべき役割」31-2頁。

33) ICCが活動するのは関係国家が適切に捜査・公判を行う意思や能力を欠く場合ばかりであるということになるから、ICCの業務には本質的・永続的な困難が付き纏い、ICCが独自の領域や警察力を持たず、全ての活動において関係国の協力を必要とすることに鑑みれば尚更であると指摘される。野口元郎・前掲「国際刑事裁判所の現状と課題及び我が国の果たすべき役割」29頁など。

34) 本項については、Nancy Amoury Combs, *GUILTY PLEAS in INTERNATIONAL CRIMINAL LAW*, supra, at27-. を主として参照した。

す³⁵⁾、また、ICTYにおいても、交渉による対応という考え方は当初は否定されていた。しかし、必ずしも広く歓迎されている訳ではないものの、3・4で言及するように、有罪答弁はアド・ホック裁判所において受け容れられており、基本的に、被告人と検察官の間での交渉の産物と認識されている。そして、(7)で言及したように、有罪答弁は、ICTYとICTRの業務を完了させるという戦略を実行するための手段の一つとされており、ICTY・ICTRにおいて、事件処理数を減らすということを主目的に導入され、そのメリットにより一定程度の評価をみている³⁶⁾。

本節で言及したように、第一次世界大戦を契機に戦争に対する国際法上の観念は戦争合法観から戦争違法観へと転換し、また、第二次世界大戦後、国際社会は戦時国際法から国際人道法への転換を余儀なくされて、この転換が更に人権法の発展を促すことになる。この過程で不処罰文化の克服、重大犯罪に対する必罰観が発達し、国際法益に対する侵害を行った個人を国際刑事裁判所において審理し、処罰するというパラダイムが成立・進展した³⁷⁾。

しかし、上記で見たように、かかるパラダイム・理念は円滑に進展・現実化した訳ではなく、様々な障害・制約の中で、司法取引・有罪答弁というアプローチが産み出されたと言い得る。このように、司法取引の実務は、国際刑事裁判の領域においても、ほぼ不可避免的に発生しており、これについて各国の刑事訴訟手続におけると同様、賛否の議論が戦わされているの

35) 国際軍事裁判所憲章第24条(b)は、審理手続の一として、裁判所が各被告人に対して「有罪」または「無罪」のいずれかを主張するかを尋ねる過程を定め、極東軍事裁判所憲章第15条(ロ)も、裁判所が各被告人に対して「有罪」または「無罪」の何れを主張するかを質す過程を定めてはいたものの、それ以上のものではなかった。

36) 他面、国際刑事司法の目的にとって支障となるとして懐疑的な見解も提起されている。See e.g., Gideon Boas, James L. Bischoff, Natalie L.Reid, B.Don Taylor III, *INTERNATIONAL CRIMINAL PROCEDURE*, Volume III, 2011, Cambridge University Press, United Kingdom, pp. 213-4.

37) 安藤泰子・前掲書『個人責任と国家責任』第一章・第二章など。

国際刑事裁判における司法取引(1)

である。そこで、かかる司法取引を巡る議論状況が我が国に示唆し得る点を検討するという、「はじめに」で述べた本稿の目的に鑑み、ICTY・ICTRなどの各裁判所における司法取引を巡る実務状況について、次節以降でもう少し詳細に眺めてみたい。

